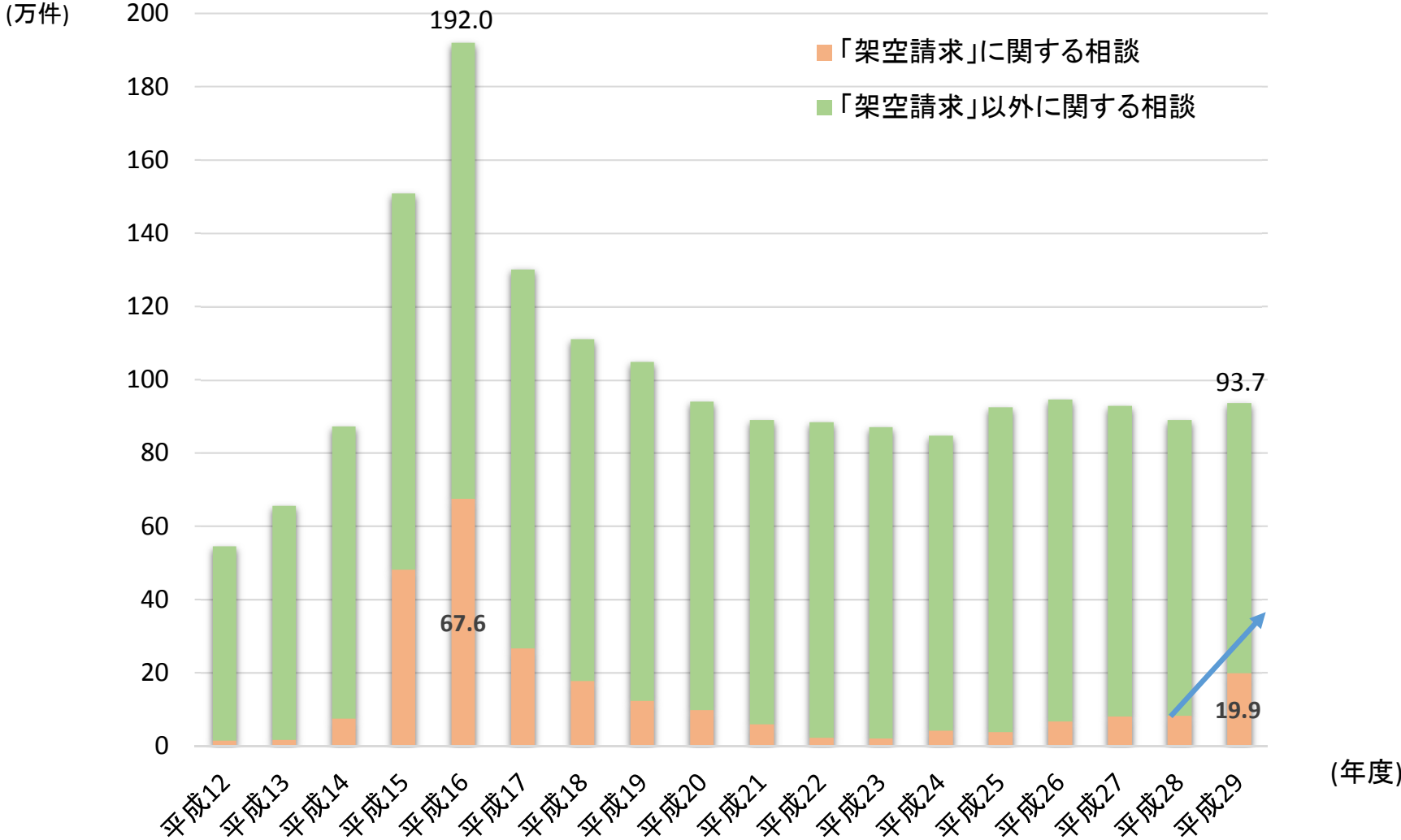


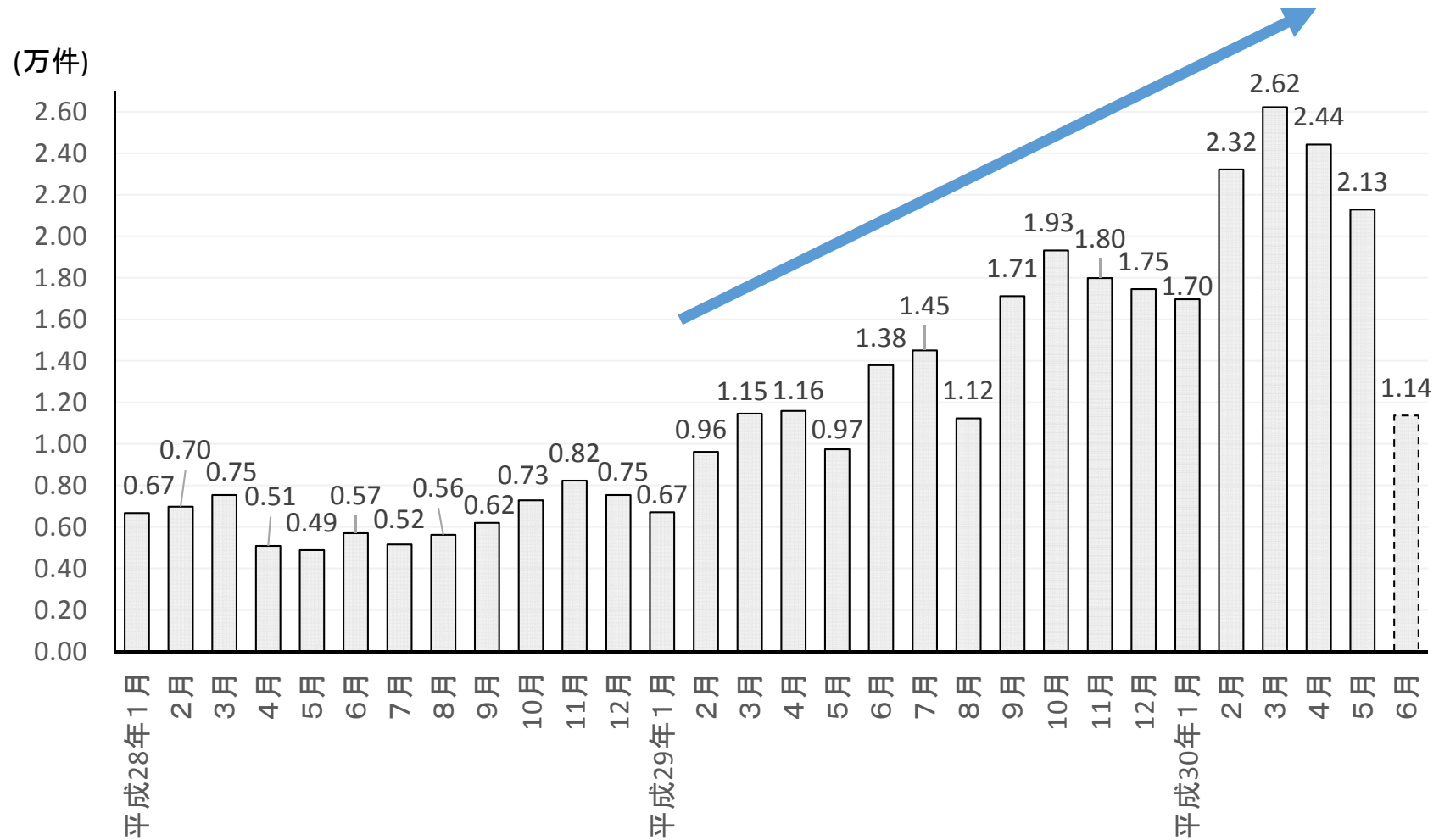
# 架空請求に関する相談の状況

○ 架空請求に関する相談件数は、約20万件で、全相談件数の2割以上。



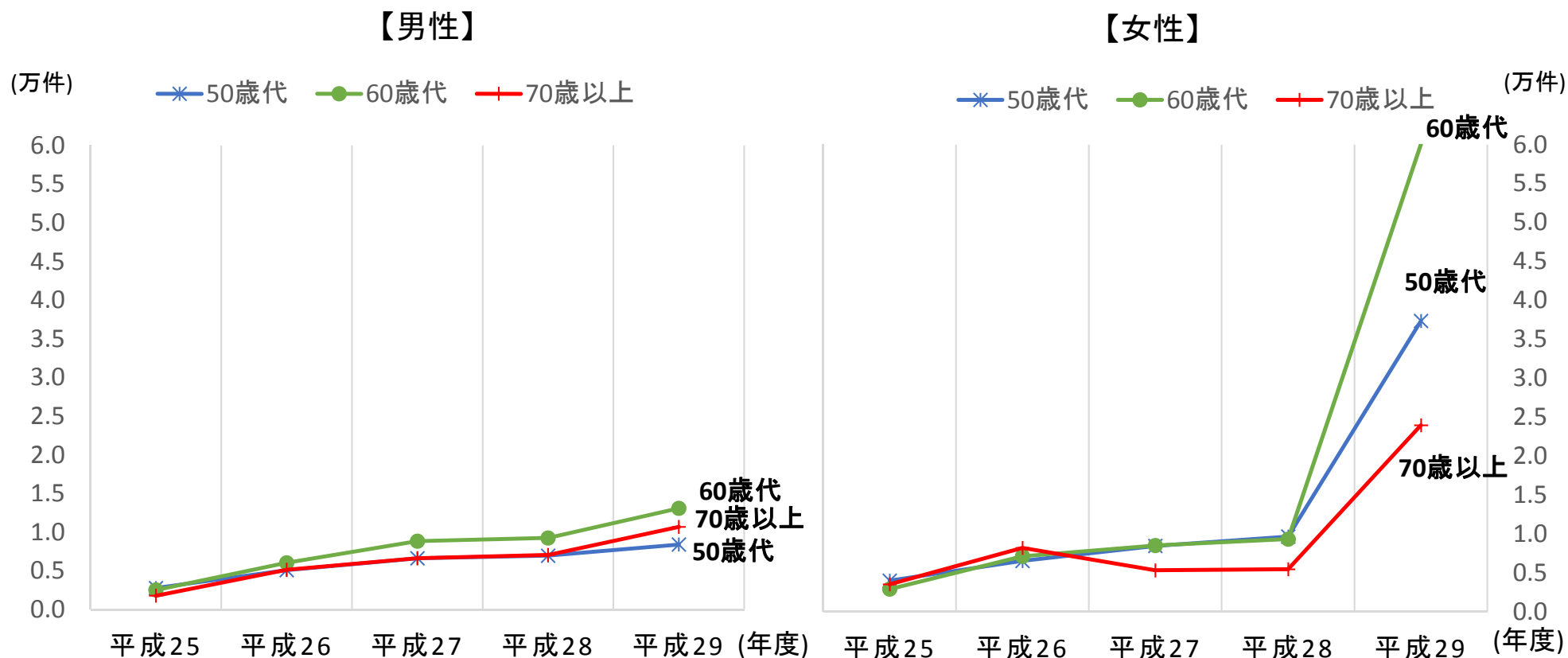
(備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報(平成30年5月31日までの登録分)  
 平成12年度から平成19年度までは国民生活センター「消費生活年報2017」による。  
 「架空請求」とは身に覚えのない代金の請求に関するもの。  
 平成20年度以降は消費生活センター等からの経由相談は含まない。

○ 平成29年に入り相談件数は増加傾向が続く。



(備考)PIO-NETに登録された消費生活相談情報(平成30年6月30日までの登録分)  
「架空請求」とは身に覚えのない代金の請求に関するもの。  
消費生活センター等からの経由相談は含まない。

○ 50歳代以上の女性の相談が急増。

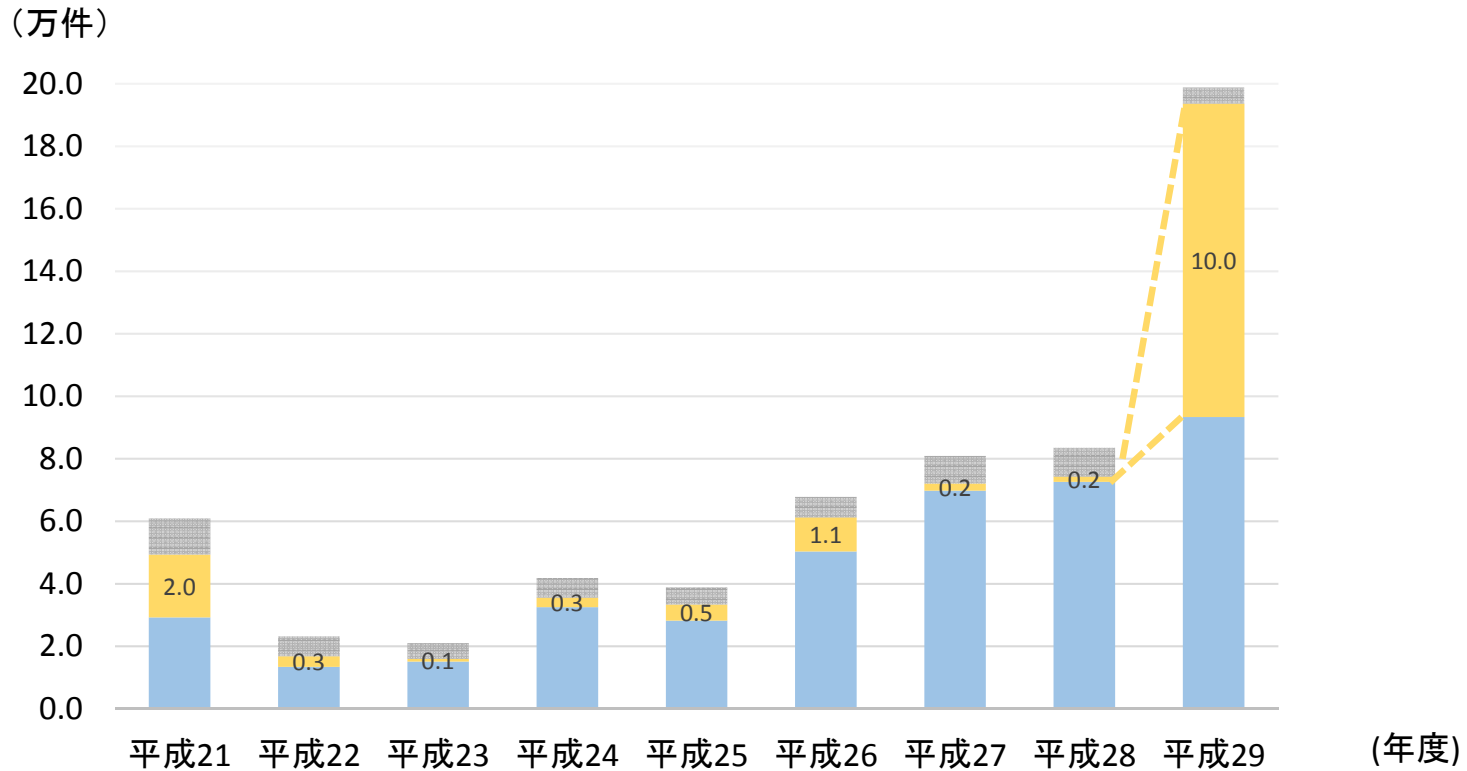


(備考) 平成30年5月31日までのPIO-NET登録分から集計。  
消費生活センター等からの経由相談は含まない。

【参考: 独立行政法人国民生活センター作成:「速報! 架空請求の相談が急増していますー心当たりのないハガキやメール・SMSに反応しないで!ー」】

## ○ ハガキによる架空請求が急増。

架空請求に関する消費生活相談件数の推移



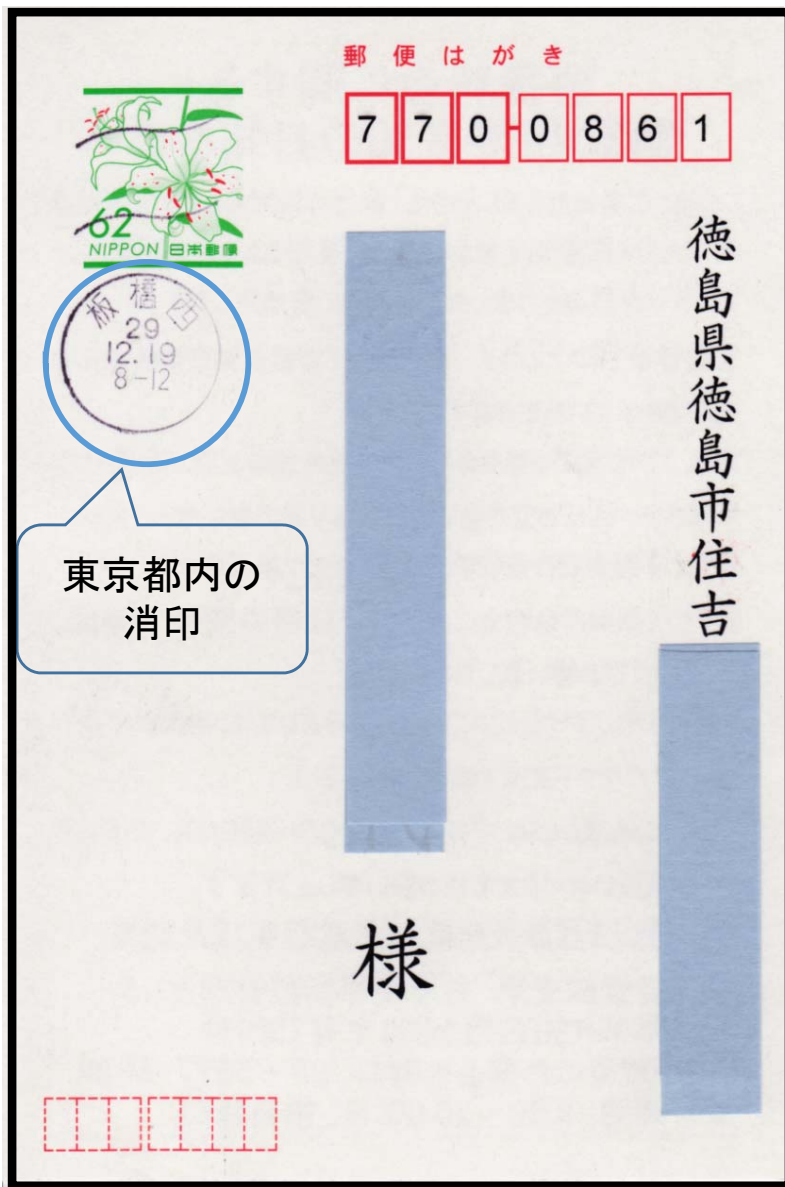
(注)  
■ ハガキに関する架空請求の相談 ■ 電子メール、SMS等に関する架空請求の相談 ■ その他

(備考) 平成30年5月31日までのPIO-NET登録分から集計。  
消費生活センター等からの経由相談は含まない。

(注) SMSとは、メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービスのこと。

○ 急増するハガキに関する架空請求の例。

【例】記載された電話番号に電話すると、弁護士のものとする電話番号を教えられ、そこに電話すると、弁護士と称する者が対応し、示談のための着手金の名目で金銭の支払いを求められた。支払いは教えられた支払番号を利用してコンビニで行った。



9

### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[REDACTED]  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

★タイトル  
他には、  
「総合消費料金  
未納分」など

★公的機関に類似した  
名称  
他には、  
国民訴訟通達センター  
民間訴訟告知センター  
など



【参考:独立行政法人国民生活センター「速報! 架空請求の相談が急増していますー心当たりのないハガキやメール・SMSに反応しないで!ー」】



○ SMSに関する架空請求の例。

【例】SMSに記載された電話番号に電話すると、コンビニにおいてプリペイドカードを購入し、購入したカード番号を教えるよう指示された。

有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡無き場合、法的手続きに移行致します。

相談係

★未納料金の発生

★脅かし  
・法的手続きへの移行  
・訴訟に移行

★電話番号の明記

★実在の事業者をかたる場合がある。  
例:アマゾンジャパン、ヤフーサポートセンター、DMMコンテンツ



【参考:独立行政法人国民生活センター「速報! 架空請求の相談が急増していますー心当たりのないハガキやメール・SMSに反応しないで!ー」、消費者庁「SMSを用いて有料動画の未納料金の名目で金銭を支払わせようとする「アマゾンジャパン合同会社等をかたる架空請求」に関する注意喚起」、「SMSを用いて有料動画の未払料金の名目で金銭を支払わせようとする「ヤフー株式会社をかたる事業者」に関する注意喚起」】

- 既支払額の合計額は、約13億円。平均額は、約44万円（最高支払額は5100万円）。

既支払額1円以上の件数、合計額及び平均額の推移

※既支払額とは、実際に消費者が事業者を支払った金額を指す。

年度	既支払額1円以上の件数	合計額 (億円)	平均額 (万円)	最高支払額 (万円)
平成25	784	3.6	46	2,717
平成26	1,282	7.3	57	2,100
平成27	2,208	8.0	36	2,530
平成28	2,616	9.7	37	2,000
平成29	2,987	13.2	44	5,100

(備考)合計額及び平均額については四捨五入した額。

平成30年5月31日までのPIO-NET登録分から集計。消費生活センター等からの経由相談は含まない。

【参考:独立行政法人国民生活センター「速報！架空請求の相談が急増していますー心当たりのないハガキやメール・SMSに反応しないで！ー】

- 既支払額は、10万円～50万円未満が多い。

架空請求に関する相談における既支払額別件数分布（平成29年度）

既支払額	件数
1円～5万円未満	498
5万円～10万円未満	437
10万円～50万円未満	1,564
50万円～100万円未満	281
100万円～500万円未満	177
500万円～1000万円未満	15
1000万円～2000万円未満	8
2000万円～3000万円未満	3
3000万円～4000万円未満	2
4000万円～5000万円未満	0
5000万円以上	2

（備考）平成30年5月31日までのPIO-NET登録分から集計。  
消費生活センター等からの経由相談は含まない。